

動物実験に関する自己点検・評価報告書

国立大学法人九州工業大学

2021年8月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程を定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 機関内規程を定めていない。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>九州工業大学動物実験等に関する規程(改正 平成31年3月26日九工大規程第16号)、九州工業大学動物実験等に関する実施細則(改正 令和3年3月3日九工大細則第1号)</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)</p> <p>基本指針に適合した機関内規程を定めている。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

2. 動物実験委員会

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置していない。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>九州工業大学動物実験等に関する規程(改正 平成31年3月26日九工大規程第16号)、九州工業大学動物実験等に関する実施細則(改正 令和3年3月3日九工大細則第1号)、九州工業大学動物実験専門部会要項(平成30年3月7日 学長裁定)、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則(平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号)、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則(改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号)、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験委員会内規(改正 平成30年8月9日)、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会内規(改正 平成31年2月22日)</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)</p> <p>基本指針に適合した、動物実験専門部会(全学組織)、生命体工学研究科動物実験委員会並びに情報工学研究院動物実験委員会を設置している。動物実験専門部会、各動物実験委員会の委員構成はいずれも、(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者、(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者</p> |

(獣医師)、(3) その他学識経験を有する者から構成され、基本指針で定める役割を担っている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

3. 動物実験の実施体制

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程(改正 平成31年3月26日九工大規程第16号)、九州工業大学動物実験等に関する実施細則(改正 令和3年3月3日九工大細則第1号)、九州工業大学動物実験専門部会要項(平成30年3月7日 学長裁定)、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則(平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号)、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則(改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号)、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験委員会内規(改正 平成30年8月9日)、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会内規(改正 平成31年2月22日)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

上記の自己点検の対象とした資料は基本指針に適合しており、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告等の各種様式も定められ、適正な動物実験の実施体制を定めている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。
- 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

九州工業大学動物実験等に関する規程(改正 平成31年3月26日九工大規程第16号)、国立大学

| |
|--|
| <p>法人九州工業大学放射線障害防止管理規程（令和 2 年 3 月 2 7 日九工大規程第 8 号）、九州工業大学遺伝子組換え生物安全管理規則（改正 平成 2 8 年 2 月 3 日九工大規則第 1 5 号）、九州工業大学排水処理要項（改正 平成 1 9 年 4 月 1 日）</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>遺伝子組換え実験、放射線を用いる実験及び重金属等排水処理が必要な実験に関しては関連規程を定めており、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。</p> <p>感染動物実験については、安全に行う環境が整備されておらず、また、当該動物実験に係る規程も整備されていないことから、感染動物実験に関する規程等を整備する間、当該動物実験を禁止することを学長名で通達している。（平成 3 0 年 9 月 2 8 日）</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>今後、感染実験等を行う際には、安全設備等を整備の上、感染動物実験等に関する規程等を定める。</p> |

5. 実験動物の飼養保管の体制

| |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成 3 1 年 3 月 2 6 日九工大規程第 1 6 号）、九州工業大学動物実験等に関する実施細則（改正 令和 3 年 3 月 3 日九工大細則第 1 号）、九州工業大学動物実験専門部会要項（平成 3 0 年 3 月 7 日 学長裁定）、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則（平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日、九工大生命体工学研究科細則第 1 号）、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則（改正 平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日、九工大情報工学研究院細則第 1 号）、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験委員会内規（改正 平成 3 0 年 8 月 9 日）、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験委員会内規（改正 平成 3 1 年 2 月 2 2 日）、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物飼育室要項（平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日）、九州工業大学大学院情報工学研究院動物飼育室要項（改正 平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日）、飼養保管施設設置承認申請書、実験室設置承認申請書、緊急時の対応計画、飼養保管の標準操作手順書〔動物飼育室使用マニュアル（平成 3 1 年改訂版）〕</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>飼養保管施設の設置は学長の承認を必要とし、設置要件等は規程に定めている。また、実験動物管理者の選任に関しても規程に定めている。</p> <p>飼養保管施設等の新規設置の際、飼養保管施設（実験室）設置承認申請書により申請し、動物実験専</p> |

門部会で現地調査を実施し、飼養保管施設（実験室）として適合しているかを審査し、その結果により学長が飼養保管施設（実験室）の設置を承認している。地震、火災等の緊急時にとるべき措置については、各部局で「緊急時の対応計画、飼養保管の標準操作手順書 {動物飼育室使用マニュアル（平成31年改訂版）}」を定め、施設職員・利用者に周知している。また、動物逸走時の対応は九州工業大学動物実験等に関する規程及び緊急時の対応計画に定めている。

4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

本学は、工学部、情報工学部、大学院生命体工学研究科を有する工学系の総合大学であり、3つのキャンパスに分かれている。そのうち情報工学部の飯塚キャンパス、大学院生命体工学研究科の若松キャンパスにおいて動物実験が行われている。それぞれのキャンパスが離れているため、統合的な動物実験委員会として「動物実験専門部会」を設置すると同時に、よりきめ細やかな管理運営を行うために、飯塚キャンパスと若松キャンパスに、それぞれ「動物実験委員会」を設置し、より安全で動物福祉にも配慮した動物実験の実施体制を構築している。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

| |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>九州工業大学動物実験等に関する規程(改正 平成31年3月26日九工大規程第16号)、九州工業大学動物実験専門部会要項(平成30年3月7日、学長裁定)、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則(平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科細則第1号)、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則(改正 平成24年10月24日、九工大情報工学研究院細則第1号)、動物実験専門部会議事要旨、生命体工学研究科動物実験委員会議事録、情報工学研究院動物実験委員会議事録、動物実験計画書、動物実験計画認定表(2020年度)、動物実験結果報告書(2020年度)、動物実験従事者認定表(2020年度)飼養保管施設の調査記録(2019年度)</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>動物実験責任者から申請された動物実験計画が動物実験等に関する法令及び機関内規程(九州工業大学動物実験等に関する規程)に適合しているかどうかの審査を各部局の動物実験委員会で実施した後に、全学組織の動物実験専門部会でも審査を実施していることから適正に機能している。また、教育訓練の受講記録と照らし合わせて、動物実験従事者の認定を行っており、それらの議事録も作成され保管している。飼養保管施設は各地区の動物実験委員会が定期的に調査し、問題のないことを確認している。さらに、動物実験の実施結果に対する助言を学長に行っている。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

2. 動物実験の実施状況

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>九州工業大学動物実験等に関する実施細則(改正 平成31年3月26日九工大細則第14号)、九州工業大学大学院生命体工学研究科動物実験細則(平成24年10月25日、九工大生命体工学研究科</p> |

| |
|---|
| <p>細則第 1 号)、九州工業大学大学院情報工学研究院動物実験細則 (改正 平成 24 年 10 月 24 日、九工大情報工学研究院細則第 1 号)、動物実験専門部会議事要旨、生命体工学研究科動物実験委員会議事録、情報工学研究院動物実験委員会議事録、動物実験計画書、動物実験計画認定表 (2020 年度)、動物実験結果報告書 (2020 年度)、動物実験の自己点検票 (外部検証プログラム様式 2-1 2020 年度)</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>動物実験計画の審査結果は、部局の長である地区管理者から速やかに学長へ上申し、さらに全学組織の動物実験専門部会でも審査を実施し、最終的に学長が承認、非承認を決定している。また、承認された動物実験の結果報告書は全て提出しており、地区管理者を経て学長に報告している。さらに、平成 27 年度から動物実験責任者が全ての動物実験の自己点検票を実験計画毎に作成・提出することで、3Rs の理念を遵守し、適正に動物実験を実施している。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

| |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていない。 |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>動物実験計画書(2020年度申請分)、動物実験の自己点検票 (2020年度)、飼養保管施設の調査記録 (2019年度)</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>遺伝子組換え生物を用いた動物実験の計画があったが、当該動物実験計画は事前に遺伝子組換え生物安全管理専門部会で審査され、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令に適合していることを確認している。また、動物実験委員会により当該実験室の安全設備等を確認している。さらに、地区の動物実験委員会や動物実験専門部会と遺伝子組換え生物安全管理専門部会委員との間で情報の共有が行われている。</p> <p>その他の動物実験は安全に実施され、事故等の報告もない。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

4. 実験動物の飼養保管状況

| |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>飼養保管の標準操作手順書〔動物飼育室使用マニュアル（平成31年改訂版）〕、個別動物飼育室使用マニュアル説明会記録、令和2年度動物実験に関する現況調査票、実験動物の施設外への逸走と対応の記録、微生物モニタリング結果報告書、実験動物飼養保管状況の自己点検票（外部検証プログラム様式2-2 2020年度）</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>実験動物管理者は各部局の長である地区管理者が、当該部局の教育職員の中から適任者を指名し、飼養保管施設の管理及び保守点検等を実施している。動物飼育室を使用する実験責任者は、飼養保管の標準操作手順書（動物飼育室使用マニュアル）を用いて実験実施者に飼養保管方法手順の指導を行い、その説明の記録を動物実験委員会等に提出している。また、実験動物の感染症対策のため各部局で年2回微生物モニタリング検査を実施している。さらに、平成27年度から実験動物管理者が実験動物飼養保管状況の自己点検票を作成し、動物実験専門部会に提出することで、飼養保管状況が把握でき、円滑に改善指導を実施している。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

5. 施設等の維持管理の状況

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>九州工業大学動物実験等に関する規程（改正 平成31年3月26日九工大規程第16号）、令和2年度飼養保管施設の維持管理上の不具合箇所および改善の記録、「実験動物の管理と使用に関する指針」（ILAR）、実験動物飼養保管状況の自己点検票（外部検証プログラム様式2-2 2020年度）</p> |

| |
|--|
| <p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>九州工業大学動物実験等に関する規程で、「各地区管理者は、実験動物を適正に管理するとともに、施設等及び設備について、適切に維持管理及び改善しなければならない」と定めており、必要な施設や設備に関しては、計画的に消耗品の交換点検を実施している。もし故障が見つかった場合は、業者に連絡し適宜修理している。また、若松地区では経年劣化により温度・湿度管理が自動制御できていない状況であったが、平成30年度に改修を実施した。</p> <p>さらに、若松、飯塚両地区の飼養保管施設は関係者以外が立入出来ないようにセキュリティーを設けている。なお、全ての動物種のケージサイズは、「実験動物の管理と使用に関する指針」(ILAR) 第8版の基準に適合している。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

6. 教育訓練の実施状況

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>教育訓練の実施記録 (教育訓練・講習会案内、受講者名簿、教育訓練資料)</p> <p>個別動物飼育室使用マニュアル説明会記録</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>年度初めに教育訓練を実施して、動物実験従事者の認定を実施している。</p> <p>教育訓練の講師は、実験動物に関して優れた識見を有する学外委員が行っており、その実施記録も保存されている。</p> <p>実験動物の取扱い (飼養保管を含む) に関しては説明会と称し、教育訓練を実施している。</p> <p>平成24年度以降、学部学生へ実施している動物実習でも、担当教員が教育訓練を行うよう改善した。</p> <p>また、各地区の実験動物管理者は (公社) 日本実験動物学会の「実験動物管理者等研修会」を受講している。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

7. 自己点検・評価、情報公開

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>動物実験に関する自己点検・評価報告書（令和2年8月作成分を大学ホームページに掲載）</p> <p>動物実験に関する検証結果報告書（令和2年3月）</p> <p>動物実験に関する現況調査票（令和2年8月作成分を大学ホームページに掲載）</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>動物実験に関する自己点検・評価を実施し、動物実験に関する現況調査票、動物実験に関する検証結果報告書、動物実験に関する規程、実験動物の使用・飼養状況、国立大学法人動物実験施設協議会（以下「国動協」という。）推奨の情報公開項目について、大学ホームページにて情報公開を実施している。サイトURL：http://www.kyutech.ac.jp/information/animal.html</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p> |

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

| |
|--|
| <p>動物実験を行っているキャンパスが2か所あるので、通常管理運営は各地区の動物実験委員会が中心となって実施し、それ以外の管理運営は全学組織である動物実験専門部会が実施している。また、実験責任者から申請された動物実験計画を各地区の動物実験委員会と全学の動物実験専門部会とで2度審査するなど万全な審査体制である。</p> <p>平成23年に「動物実験の相互検証プログラム」に基づく外部検証、平成30年に「第2期外部検証プログラム」に基づく2度目の外部検証を受けており、前回の外部検証時の指摘点を改善し、良好な実施体制を維持していることが高く評価されている。</p> <p>平成24年度から動物福祉への配慮として動物愛護週間に実験動物慰霊式を執り行っており、令和2年度も学長、動物実験専門部会委員、動物実験従事者等が参列し、実験動物の供養を行った。</p> <p>また、実験動物担当の技術職員は、実験動物技術者2級資格を取得しており、各地区の実験動物管理者は（公社）日本実験動物学会の実験動物管理者等研修会の受講を修了している。また、各地区の動物実験委員会委員は国動協総会へ出席し、最新の動物実験関連情報を入手し、それを動物実験専門部会で周知している。</p> |
|--|